

質問第一一號

医師・看護師・介護福祉士等の国家試験に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年二月四日

牧山ひろえ

参議院議長 山東昭子 殿

医師・看護師・介護福祉士等の国家試験に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国に大きな影響を与えていた。とりわけオミクロン株は感染力が強く、医療施設や介護施設においても被害は拡大している。医療従事者や介護従事者においては、本人の感染だけではなく家族の感染を理由に、療養や自宅待機を余儀なくされる事例も生じており、医療や介護現場では、職員の勤務体制を維持することが困難になりつつある事例も報告されている。

このまま事態が推移すると、今後実施が予定されている医師・看護師・介護福祉士等の各職種の国家試験に際して、受験生にも少なからず影響が出ることは必至である。新型コロナウイルス感染により、国家試験受験の機会を失い、医師や看護師等として働くことができなくなれば、医療や介護現場で更なる人員不足を生み出すことにつながりかねない。

大学や高校の受験に際してはコロナ禍を想定した追試が既に予定されており、看護師国家試験においても、二〇一四年に大雪を理由とした追試が行われた実例がある。大雪という大規模災害と同じく、コロナ禍により受験できなかつたという事情は、受験者の責めに帰すべきことでは断じてない。

以上の理由により、二〇二二年の医師・看護師・介護福祉士等の国家試験当日に、新型コロナウイルス感

染症に罹患している者、濃厚接触者等で受験を認められなかつた者について、救済措置として追試験を実施することを国として検討すべきではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。